

南小国町きのこ菌床培養等施設指定管理者募集要項

南小国町は、本町のきのこ生産を計画的に発展させ町民所得の向上を図る目的で南小国町きのこ菌床培養等施設を設置しており、平成21年4月1日から平成24年3月31日までを指定管理期間として、施設の管理運営を指定管理者に委ねています。

本町では、このたび指定管理者の更新を行うため、南小国町きのこ菌床培養等施設設置条例（平成7年南小国町条例第37号）並びに南小国町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成17年南小国町条例第23号）に基づき次のとおり指定管理者を募集します。

※「指定管理」とは、公の施設の管理運営を行う法人、その団体

※「指定管理者制度」とは、多様化する住民のニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上をはかるとともに経費の削減を図ることを目的として定めたもの

1. 対象施設

名称	南小国町きのこ菌床培養等施設（通称：きのこセンター）
所在地	南小国町大字中原字湯田 4249.4250 合併-1 番地
建物構造	鉄筋平屋建スレート葺（きのこ菌床栽培施設） 軽量鉄骨平屋建（きのこ菌床ハウス）
施設内容	きのこ菌床培養施設、きのこ菌床ハウス

2. 指定管理者が行う業務

（1）南小国町きのこ菌床培養等施設設置条例第10条の各号に掲げる業務

3. 指定予定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

4. 応募資格 町内に事業所を有する法人又はその他の団体

5. 提出書類

- （1）指定管理者指定申請書
- （2）事業計画書
- （3）定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- （4）法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- （5）指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前

事業年度の収支計算書及び事業報告書

(6) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書

※任意団体の場合は、上記に準ずる書類を添付してください。

6. 提出期限 平成24年2月3日(金)午後5:00必着

7. 提出先及び問合せ先

南小国町役場 産業振興課 産業班

〒869-2492 南小国町大字赤馬場143番地

TEL 0967-42-1114 FAX 0967-42-1122

8. 審査

提出書類により審査します。なお、面接審査を行う場合には、追って連絡します。

9. 指定結果

指定については、議会による審議を行い、議決後にお知らせします。